

平成 22 年 2 月 8 日
内閣官房 国家戦略室

「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を開始

国家戦略室において、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を開始いたしました。

本検討会では、社会保障と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、国民負担の公正性を担保し適正化を図るために必要な番号制度について検討を行います。具体的な体制および今後のスケジュールは以下のとおりです。

1. 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会メンバー

菅 直人	副総理 兼 財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
平野博文	内閣官房長官
仙谷由人	国家戦略担当大臣
原口一博	総務大臣
長妻 昭	厚生労働大臣
古川元久	国家戦略室長 兼 内閣府副大臣
松井孝治	内閣官房副長官
渡辺 周	総務副大臣
峰崎直樹	財務副大臣
長浜博行	厚生労働副大臣
尾立源幸	参議院議員（オブザーバー）

2. 今後のスケジュール

- ・第 1 回会合開催：2 月 8 日（月）18 時～18 時半
- ・以後、おおむね 2 週間に 1 回程度開催予定。

【お問い合わせ先】

国家戦略室 相澤、服部、二宮 電話番号 03-3581-9280

【ご参考】

平成22年度税制改正大綱（抄）（平成21年12月22日）

第3章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

（3）社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、（4）で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が重要なことは言うまでもありません。

（6）納税環境整備に係るPTの設置

以上、（1）納税者権利憲章（仮称）の制定、（2）国税不服審判所の改革、（3）社会保障・税共通の番号制度導入、（4）歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム（PT）を設置します。特に、（1）

（2）（3）については1年以内を目途に結論を出します。

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のPTと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

2. 個人所得課税

（1）所得税

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。